

議会だより

№. 51号

発行・編集
東成瀬村議会
議会事務局
電話 47-2332番
印刷
（株）増田印刷所



活力あふれる村づくりに一役 灰色の冬の山村イメージチェンジ

今年で8回目を迎えた東成瀬アルペンスキー大会は、村外から 180人の選手が参加して行なわれた。

今年はスキー場に圧雪車も購入される予定であり、この種の行事が地域の特産品の振興や若者の定住促進につながって行くよう強く望みたい。

昭和60年度一般会計予算は14億6千2百万円 (予算の詳細は村広報に)

議員と特別職の報酬引き上げされる お年寄りに長寿祝金を贈呈

3月定例村議会

三月定例村議会 のあらまし

三月定例村議会は、三月七日に招集され、会期を、三月十五日までの九日間と決定したあと、後藤村長が行政報告を行った。

審議された議案は、六十年一般会計当初予算案、特別職・議員の給与・報酬改定案、長寿祝金条例制定案など、二十五議案と、追加提案された、外国人登録法改正に関する意見書案など、二議案を原案どおり可決したほか、請願二件、陳情五件を採択した。

一般質問では、柳邦夫議員、後藤作議員が、それぞれ村政を質した。

審議可決された議案

村議会議員の報酬引き上げについて

村議会議員の報酬月額を、昨年十二月にさかのぼり、それぞれ一万円引き上げて▽議長十五万円 ▽副議長十二

三万円 ▽議員十二万円に改定したものである。

各委員会等の委員及びその他の特別職の報酬等の引き上げについて

農業委員会・教育委員会・選挙管理委員会等の委員及びその他の特別職の報酬等を別表のとおり改定し六十年四月一日から適用するものである。

村長、助役、収入役の給料の引き上げについて

村長、助役、収入役の給料を、昨年十二月にさかのぼり、次のように改正したものである。(カッコ内は改定前)

▽村長四十八万円(四十五万円) ▽助役四十万円(三十七万円) ▽収入役三十八万円(三十五万円)。

教育長の給料の引き上げについて

教育長の給料を、昨年十二月にさかのぼり、二万円引き上げて、三十三万円に改定したものである。

村税(たばこ消費税)の改正について

昨年の法律改正によって、これまでの日本専売公社が特許法人「日本たばこ産業株式会社」となり民営化されました。

このことよって、国の機関であったときと今度会社組織になったことによるさまざまな相違する事柄、例えば納税義務者の名称変更、税金徴収のものとなる金額の計算方法、税金徴収の方法などが円滑に移行し実行できるように改正されています。

主なものは、税率の改正でこれまでは本数が基準になっていましたが、新しく小売価格も用いられ又納期後の納入も考えられるので普通徴収の手続き、更に修正など不足税額に対する延滞金の加算規定の追加等です。

大柳沼自然公園の設置について

村民の憩いの場として大柳沼周辺に設置したもので雪ぎえと同時に使用でき有料でテントや休憩室の利用もできる。

三月定例村議会 の日程と内容

◎三月六日議会運営委員会

第一日(七日)本会議

・議事日程の報告

・会期の決定

・議長の諸般の報告

・村長の行政報告

・議案の提案理由と説明

第二日(九日)本会議

・一般質問、柳邦夫議員

・後藤作議員

第三日(十一日)本会議

・一般会計補正予算

・請願、陳情審査

第四日(十二日)本会議

・村議会議員の報酬引き上げについて

・各委員会等の委員及び

その他の特別職の報酬

等の引き上げについて

・村長、助役、収入役の

給料の引き上げについ

て

・教育長の給料の引き上

げについて

・たばこ消費税の改正に

ついて

について

〔長寿祝金の支給について〕

村の老人を敬愛し長寿を祝いきがいを高めるために四月一日から支給するもので、満七十七才は三万円、満八十八才は五万円、満百才は五十万円を該当者の誕生日以後に支給するものです。

〔農業用機械管理特別会計の廃止について〕

時代の推移と共に利用者もいなくなり所期の目的をたつたことからこれを廃止し一般会計で対処することとしたものである。

〔農業用機械使用料を建設機械等使用料に題名を改めることについて〕

農業用機械管理特別会計を廃止することにより、題名を建設機械等使用料に改めたものである。

〔村道路線の認定及び変更について〕

林道として下田二号線ほか

五路線を認定、変更路線として下田線ほか二路線を、改良整備により生じた起終点を変更したものである。

〔併用林道設定の一部変更について〕

増田営林署において、奥地開発のため、林道を開設したが、これが村道松ヶ沢線に延長編入されたことにより、維持補修等の負担区分が必要となってくるので既設定の併用林道と併せて、この林道を併用林道として設定変更するものである。

〔五十九年度国民健康保険特別会計補正予算(事業)〕

既定の予算から八百五十万円を減額し補正後の累計を二億四千八百三十五万二千円としたものである。

〔五十九年度一般会計補正予算〕

既定の予算に一千七百四十一万二千円の追加で補正後の累計を十四億九千七百四十六

万四千円としたもので、主なもの、土地開発基金の買い戻しと診療所への繰出し、及び事業実績によるものである。

〔五十九年度国民健康保険特別会計補正予算(施設)〕

既定の予算から三百二十四万八千円を減額し補正後の累計を六千八百五十九万七千円としたものである。

〔五十九年度十文字学生寮特別会計補正予算〕

既定の予算に四十八万円を追加し補正後の累計を八百五十九万二千円としたものです。

〔五十九年度簡易水道特別会計補正予算〕

既定の予算から八十九万三千円を減額し補正後の累計を五千二百九十九万五千円としたものである。

〔消防団給与の引き上げについて〕

消防団給与を四月から引き

上げ、報酬年額を、団長二万円、副団長一万五千元、分団長一万円、副分団長九千元、部長八千元、班長七千元、団員四千五百円に改定したものです。

別 表

職の区分	報酬の額
農業委員会 長	月額 一六〇〇〇円
会の委員 委 員	〃 一四〇〇〇円
教育委員 委 員 長	〃 一五〇〇〇円
会の委員 委 員	〃 一三〇〇〇円
選挙管理 委 員 長	〃 一〇〇〇〇円
委員会の 委 員	〃 一〇〇〇〇円
投票及び開票管理者	〃 五五〇〇円
選 挙 長	〃 五五〇〇円
投票 立 会 人	〃 五〇〇〇円
開票及び選挙立会人	〃 四〇〇〇円
監査委員 議 会 選 出	月額 九〇〇〇円
知識経験者	〃 二〇〇〇円
体育指導員	年額 一八〇〇〇円
交通指導員	月額 九〇〇〇円
公民館長	月額 六二〇〇円
分館長	〃 七〇〇〇円

人権擁護委員に伊藤誠也氏

任期満了に伴う東成瀬村人権擁護委員に、村議会議長の伊藤誠也氏(五十八才)を再選することに同意した。



伊藤 誠 也 氏

- ・大柳沼自然公園の設置について
- ・長寿祝金の支給について
- ・農業用機械管理特別会計の廃止について
- ・農業用機械使用料を建設用機械等使用料に改めることについて
- ・村道路線の認定及び変更について
- ・併用林道設定の一部変更について
- ・特別会計補正予算(国民健康保険(事業・施設)簡易水道、老人保健、十文字学生寮
- ・昭和六十年年度予算(国民健康保険(事業・施設)簡易水道特別会計、老人保健特別会計、十文字学生寮特別会計)
- ・消防団給与の引き上げについて
- ・第五日(十五日)本会議
- ・昭和六十年年度一般会計予算
- ・人権擁護委員の推せんについて
- ・意見書提出(二件)

新年度予算 村の特産品作りや 若者達の定住促進を

【村長行政報告】



3月定例村議会(60. 3. 7)
で行政報告する後藤村長

出稼者の激励と 情報交換

心配していた昨年暮れから一月にかけての降雪は、一時豪雪対策本部の設置も検討したところであったが、その後の状況から、その心配もなく安心しております。

去る二月十七日(第三日曜日)に、出稼者の激励と慰問をかね、東京の本郷館で「出稼集会」を開催し、村からは、私をはじめ、産業課長他二名又、議会代表として議長、農協からは、組合長はじめ三名の方々が出席して、出稼者の激励と情報交換をしてまいりました。

只残念なことは、昨年三月九日に岩井川の方、又、今

年は田子内の方が出稼先での不慮の事故があり、どちらも互助会に未加入の事故であり非常に残念でありました。

そのこともお話し、今後、四月の帰郷まで、ケガや事故のないように、又、今冬の大雪山などで一生懸命頑張っている留守家族の方々に電話や手紙で激励くださるよう申しあげてきました。

国の高率補助は 10%削減方向

六十年度予算編成にあたっては、さる二月二十日の予算内示の際に申し上げたように、国・県の予算編成と相ま

って、地方財政計画の見通し

特に、高率補助金の十パーセントカット、それにかわる交付税措置等、具体的な数値を

つかむ必要があるわけですが、国の予算審議は今のところ、なかなか進展しない状況であり、的確なことは申し上げられないわけだが、今後わかりしだい対処していきたい。

五十九年度事業は 順調に完了へ

五十九年度事業については完了、もしくは、ほぼ完了見通しとなっており、国・県等に要望してきた事業についても順調に推移しておりますが一部事業実施地域における協力が得られず、事業変更等が残余儀なくされたことは誠に残

念であり、今後このようなことのないよう一段と努力したいと思っております。

須川温泉の開発・分湯については交渉途中で、一の関宮林署長の不幸がありその後の話し合いは進んでいないが、今後は新署長を通じて、これまでどおりの協議、又は、お願いをしたいと思っております。

土地開発基金の買 戻し等を補正で

今回の一般会計補正予算は補助金、村税など歳入確定に伴う予算計上と、事業確定による歳出整理などが主体であり、土地開発基金の買戻し

国保診療所への繰り出し、かんがい排水事業補助、村道舗装、学生寮特別会計、社会科副読本の印刷等が主なものとなっております。

国保特別会計の事業勘定では、医療費の減額見込みによる国負担金の減、基金への積立などを計画しました。その他の特別会計予算では組みかえ、実績の整理などによるものであります。

新年度予算の編成 では建設、農林経 費など細かい配慮

六十年度予算で、一般会計は、前年比、四・四パーセント増の十四億六千二百万円の内訳をいたしました。

これは、公債比率の増加による財政硬直化が進み、経常経費の節減、村単独補助金のカット又は見直しなど公債費の繰上げ償還により、財政健全化対策を進めた結果、一応六十年度である程度の見通しがついたところであります。今後とも鋭意努力しなければなりません。

又、国における経済の回復基調見込みの中で、国・県の予算配当も現段階では、土木関係で約七億六百万円、治山関係で八千万円位が、ほぼ内定、その他に、林道、急傾斜地対策、かんがい排水、村道と、住民福祉、環境整備のため、予算の獲得に努力しなければと思っております。本予算では、建設関係の経費、農林経費など鋭意努力したところであります。久し

く作成しておりませんでした村勢要覧の印刷、企画費の新設と須川地区の開発調査、職員の研究、特産品対策、後継者対策、スポーツ振興として又、若者の定住促進のためのいち手段として、スキー場に圧雪車を整備、除雪対策として、ロータリー車を整備、長寿祝金条例の設定、二次林構関連の大柳沼購入、林道網の改修、など、でき得る限り細かい配慮のもとに編成しました。

農業用機械管理 特別会計を廃止

事務事業の見直しの一環として、農業用機械管理特別会計を廃止し、関係案件を提出しました。

国保税を一世帯当 り四千百五十五円 引き下げる

特別会計では、国保特別会計の事業勘定における国保税を、前年比一世帯あたり、四千百五十五円引き下げて、十萬三千百六十七円として予算を組みました。

特別職の報酬を 引き上げる

条例関係では、特別職の報酬引き上げを情勢分析、検討の結果、五案件を提出、専売公社の民営などに伴う村税条例の改正、大柳沼自然公園設置条例及び長寿祝金条例を制定し新年度から対応したいつもりであります。



住民の憩の場となる大柳沼自然公園

三十八年間役場に 奉職した吉田収入 役勇退

このたび昭和二十二年十月一日役場に奉職以来三十八年

間役場事務に貢献され後進の hands でありました吉田（収入役）さんが三月三十一日をもって勇退することになりました。

三十八年間のうち十二年間は収入役として、その豊富な知識と卓越した識見は、今後役場職員の大いなる手本になるものだと確信しております。

収入役室長佐々木 紘一氏に後任の収 入役を要請

今回事務上程されておりませんが、収入役の人事案件を今議会に提出したかったわけであり、その私がお願した収入役室長の佐々木紘一に交渉したところ、即収入役というよりも、その点は大変ありがたいけれども、まず収入役代理として当分の間つとめてみて、そのような給料（収入役）がいただける時は私でよかったですというので、本人の人事案件としての今回の提出は見送ったわけです。

国会・政府に

意見書提出

外国人登録法改正に関する 意見書

在日外国人の多くは、国内において長い間居住し、日本国民と変わらぬ生活をしている。

しかしながら、日本に定住している在日外国人にも、外国人登録法により多くの義務が課せられている。

よって政府においては、人権尊重の立場から、在日外国人に對して、次の事項について特段の配慮をされるよう要望します。

記

一、外国人登録法に基づき、在日外国人に義務づけられている指紋捺捺を廃止し、登録証明書の常時携帯義務、及び各種罰則規定、及び未成年者に対する取り扱いを緩和すること。

昭和六十年三月十五日

東成瀬村議会議長

伊藤 誠也

原爆被害者援護法制定に関する 意見書

被爆四十周年にあたる今年広島、長崎の悲劇を繰り返さないためにも、高齢化が進み苦しみながら死亡していく被害者を援護するための、原爆被害者援護法を一日も早く制定することが望まれています。

つきましては、原爆被害に対する国家補償をおこなうことを趣旨とする、「原爆被害者援護法」を制定されるよう要望します。

昭和六十年三月十五日

東成瀬村議会議長

伊藤 誠也

①過疎の村の現状と今後について

②59年度造林下刈補助金の減額原因

③公共建築物の管理について

柳邦夫議員の一般質問の概要



質問する柳邦夫議員(60.3.9)

人口減少と高齢化の状況について

過疎化の一途をたどる、村

の状態について現在まで何回となく論議されてきたが、根本となる人口の動態も、我村の場合、減少に加えて高齢化ということであり、このことは極めて近い将来、大きな問題となって表れてくるものと思う。秋田県の場合も、十五年後は高齢人口が二十パーセントとなり全国平均より約十年も早く老人県になるといわれており、我村の場合、このままでは県平均より、さらに十年も早く老人村となってしまふものと思う。五年、十年十五年後の状態を、アンケート調査などで求めたなら、何年後には部落の中で、何軒が空き屋となり、あるいは離村し、又は一人暮らしの老人の数まで、驚くべき今後の実態が現われると思う。

こうした将来の見通しをたて、対応していくのが行政を進める村長としての責務と思うが。

答弁(村長)

人口減少については四十八

年が百二十九人の減、それを最高に、その後段々と鈍化し五十九年は十八人の減となっている。

高齢化についてはご指摘のように我村は非常に進んでおり、五十一年は六十才以上の十六・九パーセントが、五十九年では二十一・九パーセントになっており、ここ九年间に五パーセントの高齢化が進み郡内では六十才以上の人口比率が五十八年統計では二位となっている現状です。

若者の定着の場となる企業誘致について

村の高齢化防止、あるいは若返らせるためには、まず、若者が定着する場を作らなければならぬが、我が村の場合、他町村と違い若者の定着と結びつような企業の誘致はない。

先般(一月三十日)村議会が、県の出先機関のトップの方々を招いての勉強会で地方部長は、今年より出先、企業誘致関係の窓口を設けることになったので、情報交換等利用していただきたいとのこ

とでありました。

こうしたことをふまえ、我が村としても、企業誘致促進のための専門委員会的プロジェクト機関を作り、何とかして村に若者を定着させるような施策を講ずるべきと思うが。

答弁(村長)

企業誘致一番の要件は、労働力、その次は地理的条件であり、それらが県内の他町村と比較して我が村が恵まれているとは申されない。

当村が胸を張って、企業誘致すれば三十人、五十人の若手労働者が確保できるという状態を今後皆さんの英知をおかりしながらやって行きたいと思う。又、岩井川の皮靴工場は各地域に内職まで出してやっている状況です。今後こういう方面も大いに活躍していただき、いくらかでも進めたいと思っている。

高齢者福祉対策について

村の福祉対策は、以前からねたきり、あるいは介護を必要とする障害者ともなれば、よその市町村の施設に置いてくれば良いし、村内に金をか

けて施設を作らなくても、決して住民に迷惑はかけないようにするという姿勢でした。他町村の施設に入る場合は東成瀬村の住民でなくなり、言い替えれば行政が過疎に歯止めどころか拍車をかけていると思う。

今後、村の住民の高齢化が急テンポとなる時期にありながら、去る十二月議会の審議の中で担当課長と村長は、今施設を作っても空屋同然といったような言葉のニュアンスでありましたが、十二月二十日発行の福祉だよりの中にはねたきり老人十二人、重度身障者十七人、他町村の施設に入所している者二十七名、それに将来入所するような一人暮らし老人が二十人という数字のつており、まず作っても空屋となる心配はないと思う。各町村とも、こうした施設の誘致は、福祉とあわせて人口減少の歯止めを考慮しており皆瀬では五十人収容の更生園というのがあり、そこに定着できる四十人近い若い職員的生活と、プラス五十人の収容人口の増、それに伴う交付税という発想のもとに考えて

① 地方行革について

② よりよい村作りのために

③ 官行造林について



質問する後藤作議員(60.3.9)

後藤 作議員の一般質問の概要

地方行革について

行政改革については前にも何回となく質問しておるが、国の行革だから、村としては反対でなくお願いしていくという村長の答弁であった。

しかし、今度は地方の行革がおしすすめられてきている現状である。これらの具体的なものとしては、五十九年度では医療保険制度・年金制度の改悪・交付税制度の弾力的な運用。六十年年度では、国の補助金一律一割カットで、生活保護・保育所措置費、就学援助等四十一項目にわたる教育福祉の切り下げである。

福祉では、養護老人ホーム等入所徴収額上限引き上げと食費の自己負担・教育では、旅費・教材費を国庫負担からはずし、農業では、大幅に補助金が削られ、融資に切り換えられる予定である。しかもこの国の補助金一割削減は、今後も続けられる可能性があるのです。

このようにあらゆる面で住民負担・受益者負担を強化しているが、当村は五十八年、

県の指導のもとに財政健全化計画を策定している。これ以上何を適正合理化するのか、もはや村長がいつも言っている反対でなく、お願いの姿勢ではどうにもならないところまで追いつめられていると思うがどうか。

また、全県市町村総務課長会議の地方行革の大綱の具体的内容も合わせて聞う。

答弁(村長)

まず地方行革の大綱の具体的内容ですが、三つに分かれております。

一つは、地方行革を住民の理解と協力のもとに推進するため、村は、民間有識者等からなる委員会・懇談会を、来年八月までに設置、条例制定すること。

二つ目は、役場内に、行革推進本部を設置すること。

三つ目は、行革大綱を作成すること、議会・民間有識者・住民の意向が充分反映されるよう配慮し、八月までに策定・報告・公表することとなっております。

この策定期間は三年間で、大綱としては、事務事業の見直し、組織機構の簡素合理化

給与・定員管理の適正化・民間委託・OA化等事務改革の推進、会館と公共施設の設置及び管理運営の合理化、地方議会の合理化等が、国によって示された概要であります。

またこれ以上の合理化適正とは何をどうするのかということですが、財政健全化計画では、皆様のご協力により、公債比率もある程度落ちつき、財政運営にあたっては、ある程度の見通しがつきました。

今後大いに努力し、なるべく良い環境が持てる財政にしたいものと思っております。

従って、行革にあたってはすでに実施した事項も多くあり、該当しない事項もある中で、事務的段階で検討したいと思っておりますが、各項目にわたっては、農業機械特別

会計の廃止、公民館分館のあり方、青少年山の家、電算機の研修等計画しており、今後大綱と合わせて進めてまいりたい所存です。

よりよい村作りのために

村では、過疎化脱却のため、村おこし事業とか、村の

歴史の発掘、あるいはまごころ秋田キャンペーン等の思考をめぐらし、より良い村作りを目指して努力しているが、なかなか思うようにいかないのが現状です。

こうした積み重ねも大事ですが、同時にリーダー的存在の育成、多段階的な創意ある施策が必要であり、役場の職員の方々に、職業柄・情報もあり、アイデアもあろうと思うので、住民に奉仕する立場を自覚し、村おこしの一員として参加するために、自由で自主的な提案を求めはどうか聞う。

ある町では、職員に行政全般の提案を求めたところ、二百件にもなる提案があつたと聞いている。

答弁(村長)

これは極めて、好意あるご提言と受け止め、全くごもっともなことと思えます。

これまでも、職員の異動期には、行政全般にわたる希望・意見等聞いているところであり、非常に良い意見もあり計画に盛り込んでいるものもあります。課を越えて、うずもれている考えを引き出し、や

大柳沼周辺は、二次林構の一環として多額の資金を出し、整備を進めているが、先般、営林署との懇談会の中で、官行造林の伐採はどうするのか聞いたところ、村との協議は終わっているし、伐採期に入ったものから、順次伐採するとの話だったが、その協議内容はどうなのか。

官行造林の分取金とのからみもあるが、森と湖を売りものにする保養とレクリエーションとの関係から、せっかくの投資が半減するのではない

官行造林について

る気を起こさせる意味からも大変大切なことなので、今後もしどし取り上げたいと考えているところである。

具体的な提案としては、栗駒公園の整備、須川高原の貸し自転車屋、焼石登山の際の避難小屋のあり方と、行政区域が違うため、権利取得契約に伴った補助金の獲得、事務段階では、電算機導入等さまざまな提案もあるので、今後ともより良い方向づけをしていきたい所存です。

かと心配するがどうか。
答弁(村長)

ご指摘のように、大柳沼周辺整備には大変金をかけましたが、営林署との協議では、伐採するには非常にもったいない木があるので残して下さないと申し入れしてあります。

たとえば、一千万円の造林を切る場合、村に五百万入るわけですが、その金を貰わないで、現物で残して、その場所を取得したいということに対しての了解は得てありますので、細部については、伐採の時点で協議して対応したいと思います。

**村政は
あなたのために
議会を傍聴
しましょう。**

議案審議から(抜粋)

三月定例村議会

議会議員の報酬 引き上げについて

後藤議員―皆瀬村は人口が少ないが、税収入が多いのに比べ本村は人口が上回っているが自主財源が少いというのは、報酬引き上げは無理と思うが。

総務課長―必ずしも税収入だけでなく、財政全体の見直し、類似団体との比較で、一挙に引き上げず、年次的に経済情勢の変動によって上げるのが妥当という考えのもとに、報酬審議会に諮問してご審議願うての提出です。

討論

伊藤議員―私は常に議会議員として思っていることは、地域住民が主人公であり、地域住民の理解と協力がなければ、我々我々議会人としての責任は果たしえないと思っております。昨今の経済情勢は、ゆるやかに向上きになっているといわれているが、それはある地域、又は業種によつてのみであつて、必ずしも我が村がその方向にあるとはいえない気がいたします。国の財政においては補助金のカットや近い将来の増税は必至の状態であると思つてます。そうしたことから将来の東成瀬というものを展望する時、バラ色ム

再質問―たとえば村の公債費はかなりあるし、執行部としても経常経費の節減・増税というところで三ヶ年計画で財政再建に取り組んでいる中で報酬の引き上げは、当然矛盾していると思うが。

村長―報酬を上げずに、経常経費の節減をはかるのが一番いいのですが、何年も上げないわけにはいかないわけで、

ドにはならないし、それらを安易な気持ちでうけとめる訳にはまいらないと思うわけです。秋田県の過疎化現象は、今後十五年間に十一万人の減少といわれており、やはり東成瀬も、その率からすると、もつともっと減少するという懸念は常にいたしておるわけです。

前の議会において定数削減の話し合いをした訳ですが、あまりにも選挙間近ということで、その場を避けた訳です。県内六十町村のうち、五十町村が議員定数を削減しており大勢としてはそのように動いているわけです。昨年開催した総務委員会の中で充分な検討を加えながら論議した結論を地域住民にPRして、とても東成瀬ではそういう状態にならないとか、減らすわけにはいかないとか、何年か後に何人減らすとかについて住民の理解をいただかなければ、今、この状態で報酬を引き上げるといふことになれば住民の顔をさかなでするような気がするのです、そうした結論を出し、その結論を住民にPRしてから遅くないと思うことから賛意を表しかねる。

全世界から核兵器の廃絶を 在日外国人の諸義務の緩和を 地域活性化村おこし事業に助成を

請願・陳情 7 件採択

請願・陳情 審査結果

三月定例村議会で審議された請願・陳情は次のとおりである。

□ 採択されたもの

〔非核・平和宣言を求める〕
請願

世界の恒久平和は人類共通の願いであり世界唯一の被爆国民として、この被爆の恐ろしさ、苦しみを声を大にして全世界の人々に訴え、再び広島、長崎の参禍をくりかえしてはなりません。そのためには日本の国是としている「非核三原則」を厳格に遵守すべきであり、さらに、あらゆる国の、あらゆる核兵器の廃絶と核兵器の全面禁止を、全世界に強く訴えるものである。以上の趣旨をふまえ、非核、平和東成瀬村宣言をされるよう請願されたものです。
同趣旨の陳情が他に二件採

択されましたので内容は割愛させていただきます。

請願者 湯沢雄勝地方労働組合協議会

議長 伊藤 光邦
他五名

紹介議員 鈴木 圭作
佐々木勇治

〔外国人登録法の改正を求める〕
請願

外国人登録法の改正ならびに運用の改善につき、日本国憲法、国際人権規約等にうたわれている基本的な人権の尊重、内外人平等の原則にたらし、他の一般外国人とは異なる特殊な歴史的事情を有する在日朝鮮人の人権を尊重する方向でなされるよう政府および関係機関に意見書を提出されるよう請願されたものです。

請願者 大曲市黒瀬町五番

八号 梁 泰錫
紹介議員 柳 邦夫

〔原爆被害者援護法即時制定に関する意見書採択についての陳情〕

原爆被害に対する国家補償をおこなうことを趣旨とする原爆被害者援護法を一日も早く制定されるよう政府・国会に意見書を提出していただきたい旨の陳情です。

陳情者 秋田県原爆被害者団体協議会

会長 中谷敏太郎

〔畜産・酪農に関する要請〕

畜産・酪農をめぐる環境は誠に厳しく、畜産価格の長期低迷と生産資材諸価格の上昇により経営収益は好転せず、負債の増大等から農家の生産意欲は減退し、経営からの離脱が続いている。

このようなことから系統農協は六十年年度の畜産・酪農政策、価格要求運動について強力な運動を展開しているところから、政府並びに関係機関に対し意見具申等を要請したものです。

要請者 東成瀬村農協組合
組合長 高橋 東美



馬場の市場から

他三名

〔村おこし事業に関する陳情〕

地域の特産、未利用資源等を活用し、内発的な地域産業をおこしを図り、小規模事業者の新たな事業機会を創出し、地域経済の発展に寄与する事を目的として国県の補助を受け六十年から六十四年までの五ヶ年にわたり「村おこし事業」を実施するもので、これに対し村より応分の助成を陳情したものです。

陳情者 東成瀬村商工会
会長 伊藤 誠也
他役員一同